別紙②

期日に関するＱ＆Ａ

Ｑ）都留市まちづくり交流センター及び都留市ふるさと会館のHPに、「2.申請の受付はご利用日の3か月前からとなります。」と記載されています。

　　例えば、2月であれば28日、3月なら31日と月によって日数が異なりますが、「利用日の3か月前」というのは何日をいうのでしょうか？

　　また、5月28日から31日までの申請は、2月の何日をいうのでしょうか？

　　具体的に定めた法律・ルールがありましたら教えてください。

Ａ）法律でそのような定めをしているものとしては、民法141条と143条が該当します。

|  |
| --- |
| 第140条　日、週、月又は年によって期間を定めたときは、期間の初日は、参入しない。ただし、その期間が午前零時から始まるときは、この限りでない。第141条　前条の場合には、期間はその末日の終了をもって満了する。第143条　週、月又は年によって期間を定めたときは、その期間は、暦をもって計算する。2　週、月又は年の初めから期日を起算しないときは、その期日は、最後の週、月又は年においてその起算日に応当する日の前日に満了する。ただし、月又は年によって期間を定めた場合において、最後の月に応当する日がないときは、その月の末日に満了する。 |

　　したがって、例えば8月1日の3か月前は、5月1日となります。

　　また、1か月が暦によって28日から31日まで幅がありますが、民法ではそれもあらかじめ織り込み済みで、上記のような規定を置いています。

　　なので、例えば利用日（7月15日）の3か月前、と定めた場合、原則初日は含まれませんので、7月14日から3か月前となり、4月15日ということになります。

　　さらに、2月28日の3か月前は、民法143条2項が適用されて、11月30日となります。2月28日の受付は、11月28日（29日及び30日を含む。）から申請できることになります。

また、5月28日から31日までの申請についても、2月28日から受付できることになります。